

10月から対象拡大

医療福祉制度(マル福)が変わります



外来診療は中学校卒業まで、入院診療は18歳の年度末までの診療が対象に

現在、小学校6年生までの方を対象とする小児マル福制度が、10月から拡大されます。助成対象が、外来診療は中学校卒業まで、入院診療は18歳の年度末までの診療が対象となります。

今回の拡大に伴い、新たに対象となる方は受給申請が必要となりますので、次の申請手続きをお願いします。

■新たに対象となる方

① 中学校1年生～3年生

▼申請により医療費助成を受けるための「受給者証」を交付(郵送)します。

② 中学校卒業～18歳の方(高校生相当・満18歳を迎えた年度末まで)

▼「受給者証」の交付はありません。入院の領収書を添えて市に、後日申請する方法(償還払い)になります。詳細は、広報つくばみらい9月号でお知らせします。

※中学生以上で「ひとり親マル福」「重度心身障がい者マル福」をすでに受給している方は、今お持ちの受給者証を引き続きお使いください。

■「受給者証」申請手続き

中学校1年生～3年生のお子

さんがいるご家庭には、8月13日(木)までに申請のご案内を郵送します。同封の「医療福祉費受給者証申請書」に必要事項を記入の上、必要書類を添付して8月29日(金)までに窓口を持参または郵送(必着)してください。申請をされた方には、9月中旬に受給者証を郵送します。

なお、申請のご案内が届かない場合には、国保年金課までご連絡ください。

■受付期間と窓口

◎期間 8月14日(木)～29日(金)

◎窓口受付 伊奈庁舎 国保年金課 午前8時30分～午後5時15分(月～金曜日)

◎日曜窓口開庁日での受付

・8月17日(日)：谷和原庁舎

・8月24日(日)：伊奈庁舎

・開庁時間：午前8時30分～正午

◎郵送での受付
〒300-2395 つくばみらい市福田195番地「つくばみらい市役所 国保年金課 医療福祉係」まで送付

※申請書の記入漏れや、必要書類の不足がないよう必ず確認してください。

問 伊奈庁舎国保年金課 ☎58-21111 (内線1189)

2つの給付金の申請を 受付けていきます

〜臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金〜

【申請方法・対象者】

給付金の支給要件に該当すると思われる方には、6月20日に申請書を郵送しました。申請書が届いた方は、受付期間内に、同封の返信用封筒で返送するか、窓口へ直接ご提出ください。

なお、ご自身が対象者であるかどうかは、広報つくばみらい6月号または市ホームページでご確認ください。

【申請受付期限】

10月1日(木)まで

【支給開始時期】

申請月の翌月末の支給を予定しています。ただし、申請をされても平成26年度市・県民税が未申告の場合や、書類の不備などで確認が必要な場合は、支給日が遅れることがあります。

■市からの申請書をお持ちでない方
市からの申請書が届いていない方については、次のことが考えられます。

○臨時福祉給付金
①平成26年度市・県民税が課税されている方。または課税されている方に扶養されている方

○子育て世帯臨時特例給付金
②平成26年1月1日(基準日)時点で、当市に住居登録がなかった方
③基準日から支給決定がされるまでに亡くなられた方
④基準日において生活保護制度の被保護者である方
⑤平成26年度市・県民税が未申告である方(未申告の方は申告後に申請をお願いします)
○子育て世帯臨時特例給付金
①基準日において、当市に住居登録がない方
②平成26年1月分の児童手当(特例給付を含む)の受給者でない方
③臨時福祉給付金の対象者または基準日において生活保護制度の被保護者である方
④公務員の方(支給要件を満たす方は、所属庁から申請書が配布されます)
※一度限りの給付です。

問 伊奈庁舎2つの給付金係 ☎58-21111

○厚生労働省特設コールセンター「2つの給付金専用ダイヤル」 ☎0570-037-192